

サービス等利用計画について

平成24年4月より、障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費の対象となるサービス)を利用する方に対して、サービス等利用計画が必要となりました。

障害福祉サービスの利用申請(更新申請)の際に、“サービス等利用計画案提出依頼書”が届きましたら、裏面「～サービス利用(サービス等利用計画作成を含む)の流れ～」の順に従って進めてください。

Q.“サービス等利用計画”って何？

A.障がい者のニーズや置かれている状況を考慮して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

※障害福祉サービスを利用(更新)する(予定の)方、全員に作成が必要となりました。

Q.“サービス利用計画”は誰が作ることができるの？

A.“指定特定相談支援専門員”が作ることが出来ます。

“指定特定相談支援専門員”とは・・・各市町村で“特定相談支援事業者”として指定を受けた事業者で働いている相談支援専門員です。
相談支援専門員は、“サービス利用計画”の作成及び相談の受付等を行います。

佐伯市の指定特定相談支援事業者については、下記のホームページより指定状況をご覧ください。障がい福祉係にご相談ください。

問い合わせ窓口

佐伯市社会福祉課障がい福祉係

〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号

電話:0972-22-4514

FAX:0972-23-6002

<http://www.city.saiki.oita.jp/syougai/toppage.html>

担当：

裏面もご確認ください。

～サービス利用(サービス等利用計画作成を含む)の流れ～

